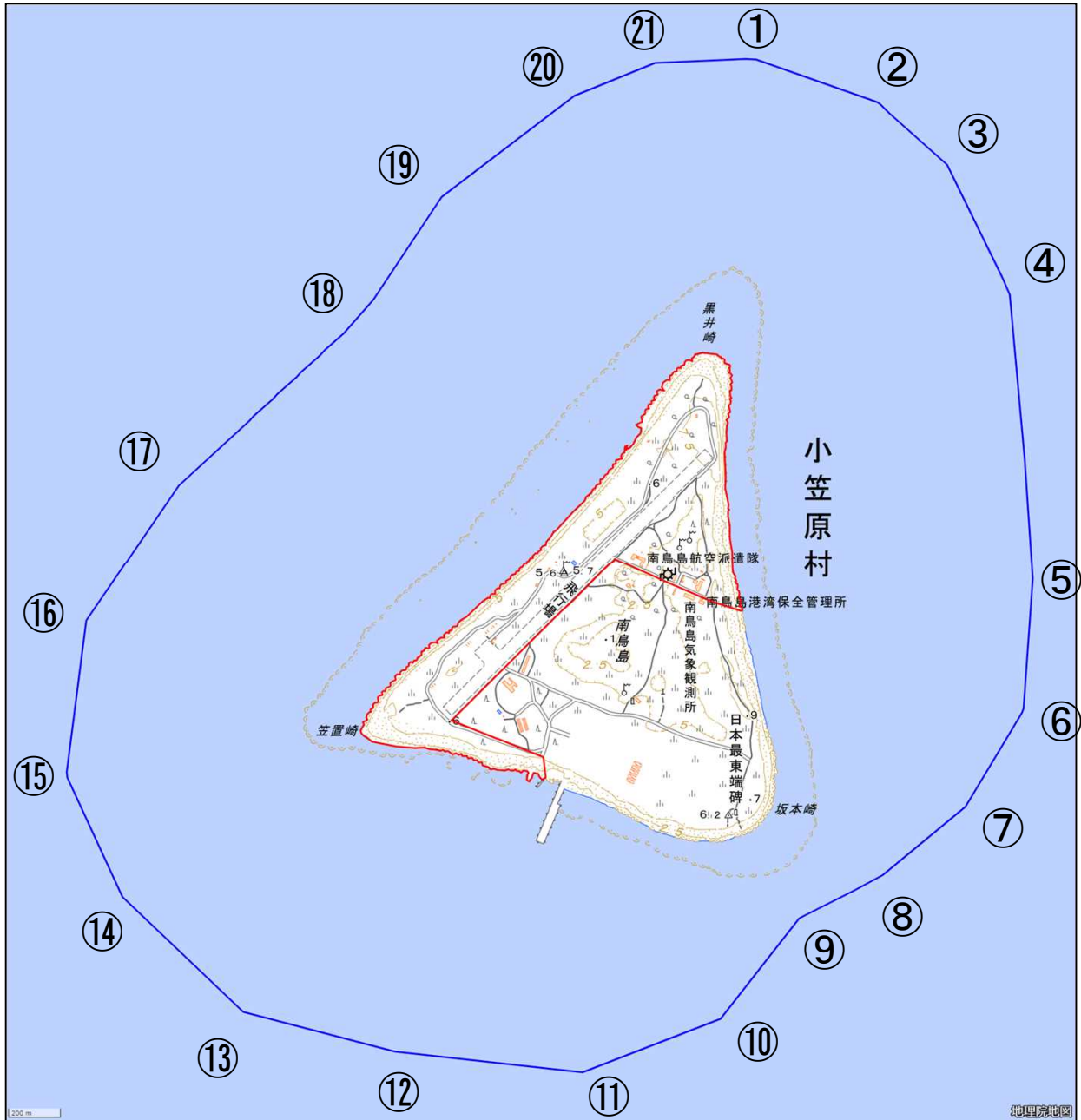


海上自衛隊南鳥島航空基地

対象防衛関係施設 の所在地	東京都小笠原 村	南鳥島
対象防衛関係施設 の区域	東京都小笠原 村	南鳥島（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と二に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域	<p>一 北緯二十四度十八分二十七秒、東経百五十三度五十九分九秒の点</p> <p>二 北緯二十四度十八分二十二秒、東経百五十三度五十九分二十五秒の点</p> <p>三 北緯二十四度十八分十四秒、東経百五十三度五十九分三十五秒の点</p> <p>四 北緯二十四度十七分五十八秒、東経百五十三度五十九分四十三秒の点</p> <p>五 北緯二十四度十七分二十三秒、東経百五十三度五十九分四十六秒の点</p> <p>六 北緯二十四度十七分八秒、東経百五十三度五十九分四十五秒の点</p> <p>七 北緯二十四度十六分五十六秒、東経百五十三度五十九分三十七秒の点</p> <p>八 北緯二十四度十六分四十七秒、東経百五十三度五十九分二十六秒の点</p> <p>九 北緯二十四度十六分四十二秒、東経百五十三度五十九分十五秒の点</p> <p>十 北緯二十四度十六分三十秒、東経百五十三度五十九分四秒の点</p> <p>十一 北緯二十四度十六分二十三秒、東経百五十三度五十八分四十六秒の点</p> <p>十二 北緯二十四度十六分二十五秒、東経百五十三度五十八分二十一秒の点</p> <p>十三 北緯二十四度十六分三十秒、東経百五十三度五十八分〇秒の点</p> <p>十四 北緯二十四度十六分四十四秒、東経百五十三度五十七分四十四秒の点</p> <p>十五 北緯二十四度十六分五十九秒、東経百五十三度五十七分三十六秒の点</p> <p>十六 北緯二十四度十七分十八秒、東経百五十三度五十七分</p>

	<p>三十九秒の点</p> <p>十七 北緯二十四度十七分三十五秒、東経百五十三度五十七分五十一秒の点</p> <p>十八 北緯二十四度十七分五十七秒、東経百五十三度五十八分十七秒の点</p> <p>十九 北緯二十四度十八分十秒、東経百五十三度五十八分二十七秒の点</p> <p>二十 北緯二十四度十八分二十三秒、東経百五十三度五十八分四十四秒の点</p> <p>二十一 北緯二十四度十八分二十七秒、東経百五十三度五十八分五十五秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

海上自衛隊南鳥島航空基地周辺地域 (東京都小笠原村南鳥島)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

